平成２２年（フ）第３０５号
宮城県大崎市岩出山下野目字中丸山45番地
債務者　熊谷　慶昭
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３号
山形県最上郡真室川町大字大沢974番地２
債務者　豊嶋　勝利
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３３２号
長野市大字高田408番地６
債務者　池田美和子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
兵庫県川辺郡猪名川町清水字馬場26番地の７
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１４号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番８－B253号
債務者　多川　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７３号
福島県郡山市鳴神３丁目37－２　大成ハイツ203、住民票上の住所福島県郡山市鳴神３丁目220番地　大成コーポ103号
債務者　佐々木かおり（旧姓茨木）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
福島県田村郡三春町大字上舞木字福内103番地の３
債務者　高倉　　一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３５６８号
愛知県常滑市末広町２丁目49番地　サンアップウエルⅠ509
債務者　岩田　清隆
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４２号
神戸市中央区熊内町５丁目６番４号
債務者　秦　　三二
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４３号
神戸市中央区熊内町５丁目６番４号
債務者　秦　　敦子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６５号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目12番17号梶谷ハイツ201号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町１丁目２番２－607号
債務者　森　　健一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３３号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地イーストコート９番街１－601号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５ウエストコート11番街208号
債務者　小川　昌隆
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７６号
神戸市垂水区坂上１丁目１番37号　シャトー白蘭403号、従前の住所神戸市兵庫区浜崎通１番37号
債務者　小林　　亨
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４号
兵庫県南あわじ市津井2199番地
債務者　野村　拓也
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６号
兵庫県南あわじ市津井2199番地
債務者　野村トヨ子（旧姓武澤）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８１６号
高知県吾川郡いの町2300番地
債務者　山﨑　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９８５号
さいたま市緑区原山２丁目27番10号　第１原山ハイツ101
債務者　盛　　敬太
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係